



新年明けましておめでとうございます。
新たな年を迎え、決意を新たにされた方も多いかと思えます。
県では、今年も引き続き、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めていきます。



職員のみなさんへも、検討状況等について、きめ細かな情報提供をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

新年最初の今号では、まだ「独立行政法人化」がよくわからないと思っておられる職員のみなさん向けに、独法化に関する基礎的な知識をまとめてみました。

[独法化の基礎知識]

『地方独立行政法人とは?』

県(地方公共団体)が100%出資する、県とは別人格を有する法人

法人が行う事業(地方独立行政法人法)

公共上の見地から確実に実施する必要がある事業で、
地方公共団体が直接実施する必要はないものの、
民間に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあるもの

病院は県が設立する公共的な法人が運営するので、「民営化」とは異なります。

地方独立行政法人は、法律上、公共サービスの担い手として位置付けられている

県とは別人格となるメリット

地方自治法、地方公務員法、職員定数条例等の適用を受けないことから、病院の実態に合わせた人員配置や予算執行などが可能

『県の関与は?』

- ・法人設立にあたって定款の作成や出資を行うことで法人の財政基盤を整備
- ・法人の代表者である理事長、業務を監査する監事を知事が任命
- ・医療サービスの向上など、法人の果たすべき目標を指示する中期目標を設定
- ・中期目標を達成するために法人が策定する中期計画を認可
- ・不採算医療等を維持するための運営費負担金の交付
- ・評価委員会を設置し、法人の業務実績を監査 など

県の基幹病院としての機能発揮のため、県は法人の設立団体として、引き続きその責任を果たしていく

『県議会の関与は?』

- ・重要な事項の議決(定款、中期目標の作成・変更、中期計画の作成・変更の認可等)
- ・県議会への提出・報告(事業報告書、評価委員会の評価結果)

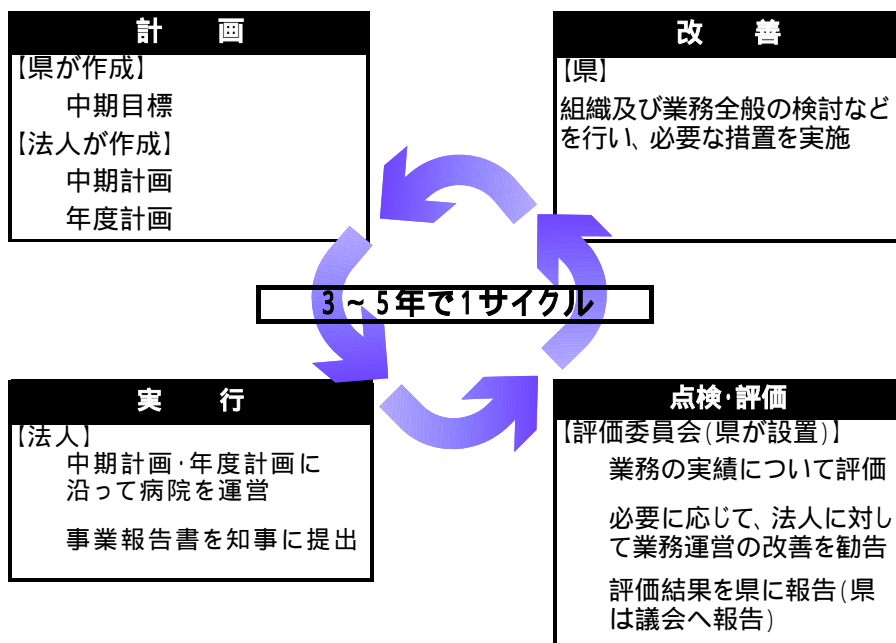
重要な事項については、県議会の議決が必要

重要な事項については、引き続き県や県議会が関与します。



『地方独立行政法人の業務運営の流れは？』

「計画」「実行」「点検・評価」「改善」というサイクルが制度上用意されている



「中期目標」 - 提供する医療の内容や業務の効率化等について、法人が達成すべき目標です。

県が作成し、議会の議決を経た上で、法人に示します。

「中期計画」 - 県から示された中期目標を達成するための具体的な計画です。

法人が作成し、県が議会の議決を経た上で認可します。

「年度計画」 - 中期計画に基づき作成する業務運営に関する計画です。

法人が毎年度作成し、県に届出ます。

『職員の身分は？』

県立病院に勤務している職員は、原則として地方独立行政法人に承継
事務職など一般行政部門との交流が想定されている職種については今後検討

地方独立行政法人の職員は...

- ・地方公務員等共済組合法が適用
(短期給付(健康保険相当)、長期給付(年金相当)の制度は現在と同様)
- ・退職金については県職員としての在職期間を通算
- ・地方公務員災害補償法が引き続き適用
- ・職員互助会にも引き続き加入



《ご意見をお寄せ下さい》

県では、法人化委員会での検討状況に対する職員のみなさんの御意見を受け付けています。みなさんからいただいた御意見は法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

(提出先: 各病院事務局に設置の独法化意見箱)

NewsLetter

～ 山口県立病院の独法化について～ 第4号

発行: 健康福祉部医療保険課県立病院班

TEL: 083-933-2910

FAX: 083-933-2939

E-mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

